

(参考) 加算措置について

加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価

(円/10a)	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

直近の活動計画
活動項目 0 → 新たな活動計画
活動項目 2以上

直近の活動計画
活動項目 0 → 新たな活動計画
活動項目 1

直近の活動計画
活動項目 1 → 新たな活動計画
活動項目 2以上

直近の活動計画
活動項目 2 → 新たな活動計画
活動項目 3以上

加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。



流出を抑制する落水量調整装置の例

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1～3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、①に更に単価の加算を行います。

①に更に加算する単価（円/10a） <条件> ※全て満たす場合

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること

②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること

③共同活動に参加する構成員の総人数※1の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割※2）以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※1 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿（様式自由）に位置付けた構成員の人数。

※2 役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、**広域活動組織の面積規模等に応じた交付額**とするとともに、**最長5年間（当該活動期間中）**にわたって継続的に支援することとします。

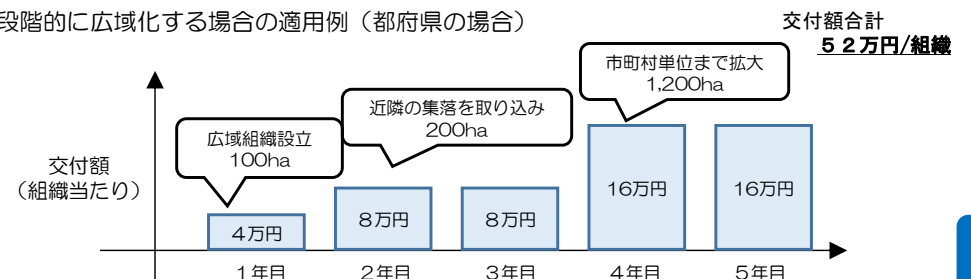
都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに、本支援を受けた活動組織が新たに設立する広域活動組織の認定農用地面積の20%以下である場合は、さらに本支援を受けることができます。

〇段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

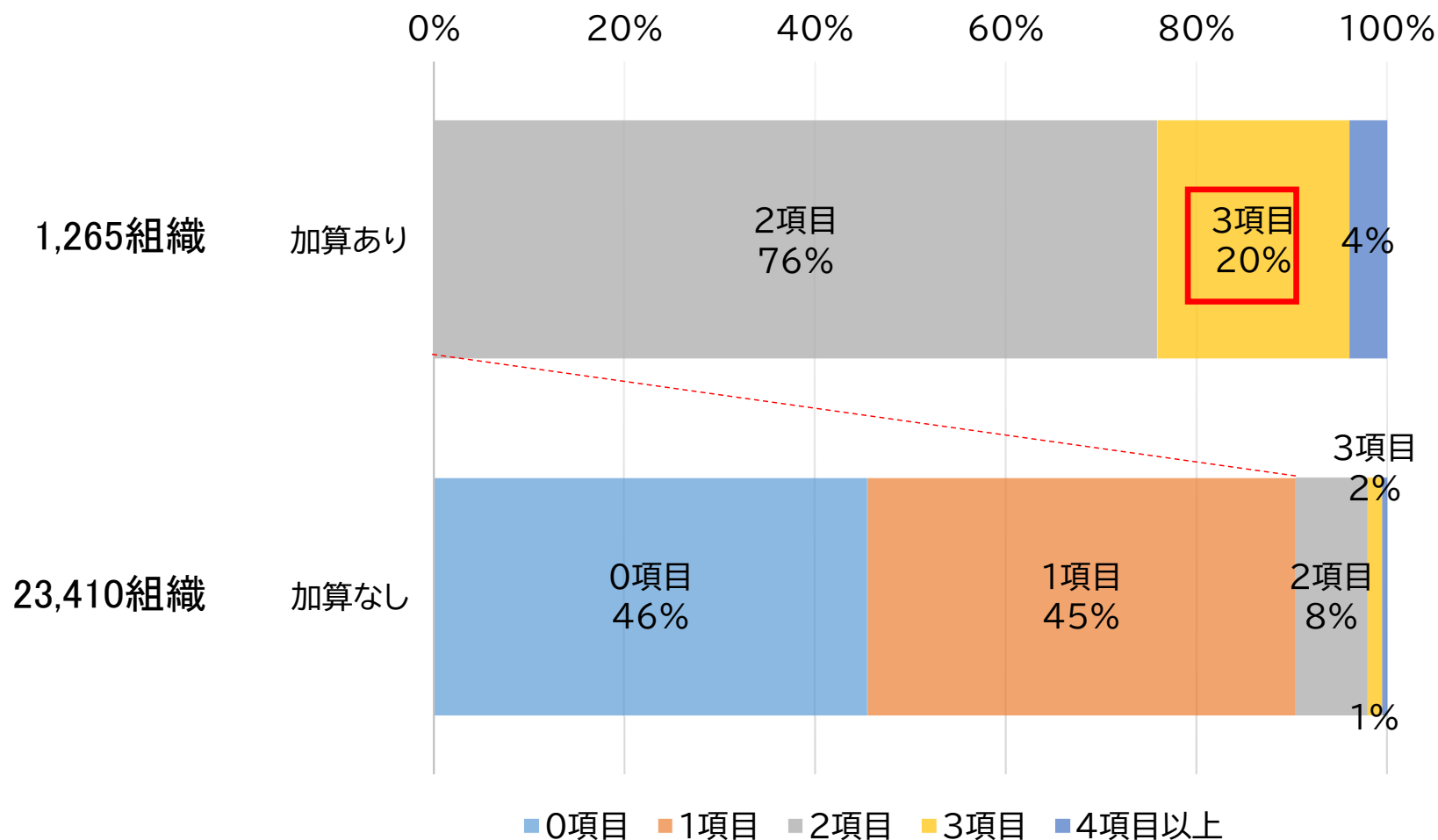


2 加算措置の効果等について

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援として、多面的機能の増進を図る活動（以降、増進活動という。）の活動項目を増加、または新たに2つ以上の増進活動に取り組む場合、資源向上支払（共同）の単価を加算する措置を令和元年度に創設。
- 令和3年度に加算措置に取り組んでいる組織のうち、2割以上の組織が、3つ以上の増進活動項目に取り組んでいる。

令和3年度の増進活動取組数の割合

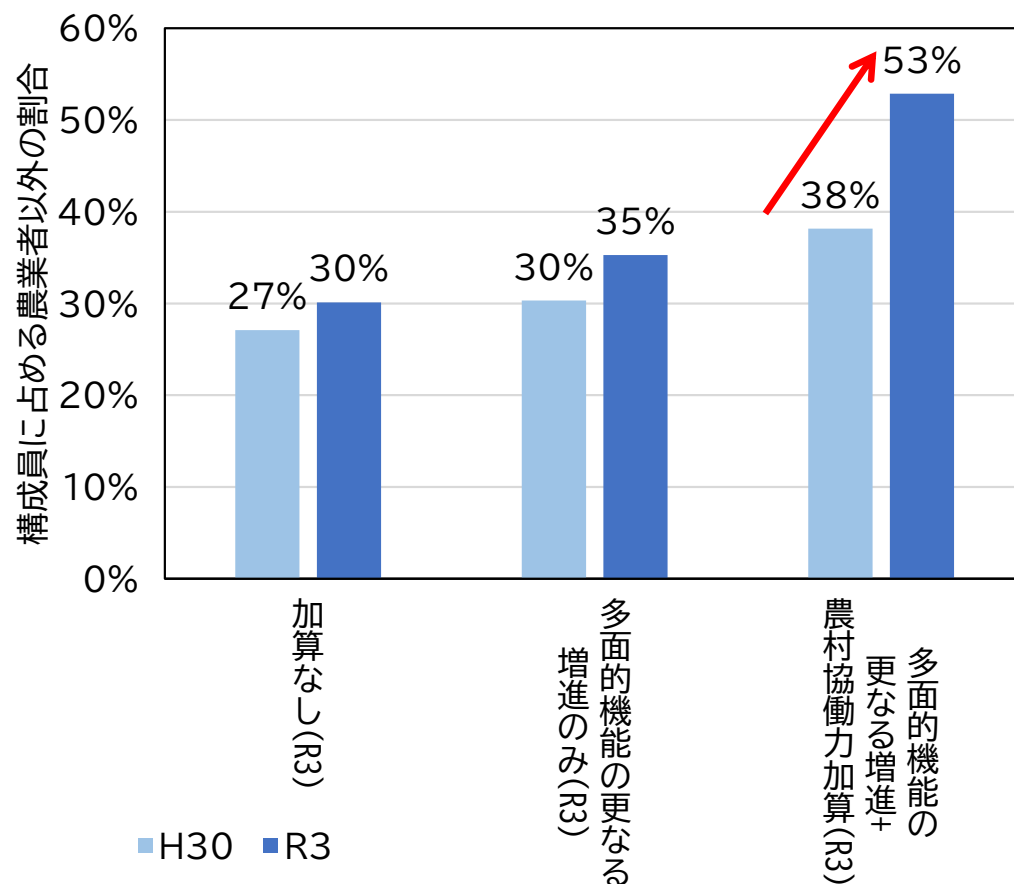


2 加算措置の効果等について

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援

- 農村協働力の深化に向けた活動への支援として、多面的機能の更なる増進の加算に取り組む組織であって、構成員(人・団体)に占める農業者以外の者の割合が4割以上を占め、かつ、構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合、資源向上支払(共同)の単価を加算する措置を令和元年度に創設。
- 加算措置導入前後における全国を取組状況を見ると、加算措置が導入される以前の平成30年度から活動を継続している組織のうち、令和3年度に農村協働力の深化の加算措置に取り組んでいる組織では、多面的機能の更なる増進の加算措置のみに取り組んでいる組織、加算措置に取り組んでいない組織と比較して、農業者以外の構成員割合の増加割合が高いことから、農村協働力の深化の加算措置は農業者以外の参画に影響を与えていると評価。

構成員に占める農業者以外の割合の変化



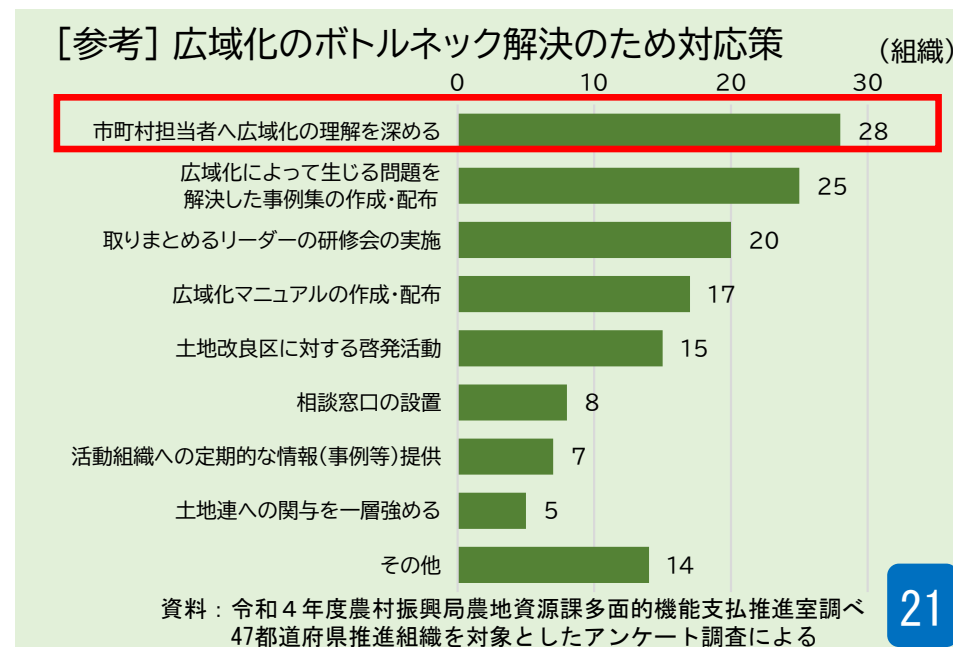
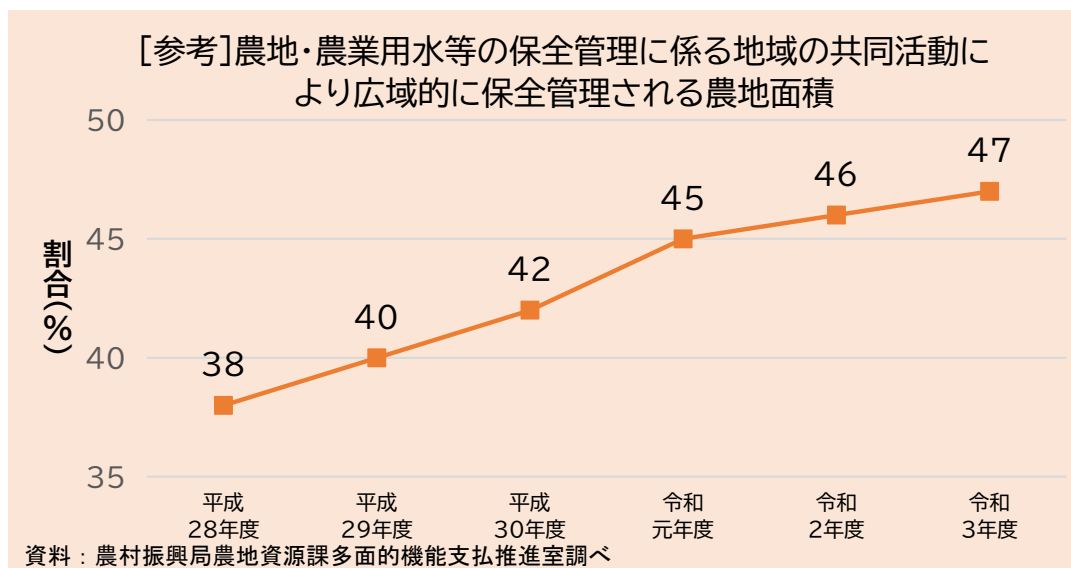
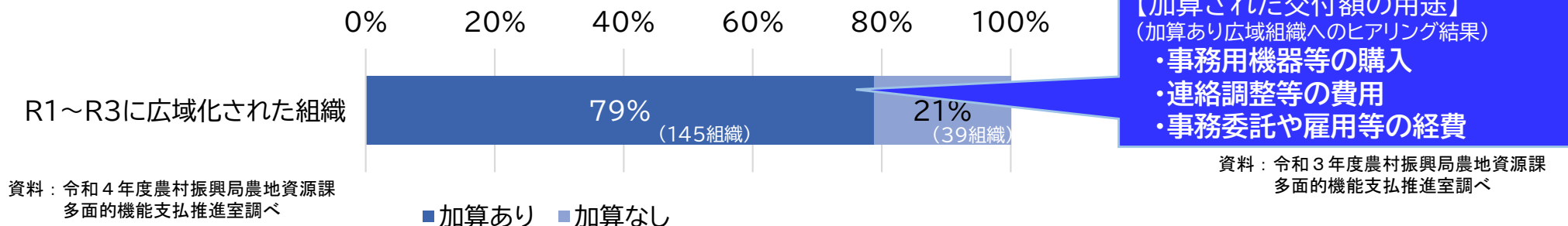
	H30	R3	R3-H30	活動組織数
加算なし(R3)	27%	30%	3%	23,121組織
多面的機能の更なる増進のみ(R3)	30%	35%	5%	1,128組織
多面的期の更なる増進 + 農村協働力加算(R3)	38%	53%	15%	306組織
全体	27%	31%	3%	24,555組織

2 加算措置の効果等について

(3) 活動の広域化・体制強化への支援

- 活動組織の広域化・体制強化への支援として、広域活動組織の設立、または、活動組織の特定非営利活動法人化（以下「組織の広域化・体制強化」という。）を行う場合、組織の広域化・体制強化を図った際に交付金を一括で交付する形から、当該活動期間中（最長5年間）毎年度交付する形へと令和元年度に加算措置を拡充。
- 令和元年から令和3年度までに広域化された184組織のうち79%は加算措置に取り組んでおり、加算措置に取り組んでいない組織の割合を上回っていることから、加算措置により広域化が一定程度促進されていると評価。
- 広域化のボトルネック解決のための対応策としては、「市町村担当者へ広域化の理解を深める」が最も多い。

令和元年度以降に広域化または設立された広域活動組織の加算措置取組状況

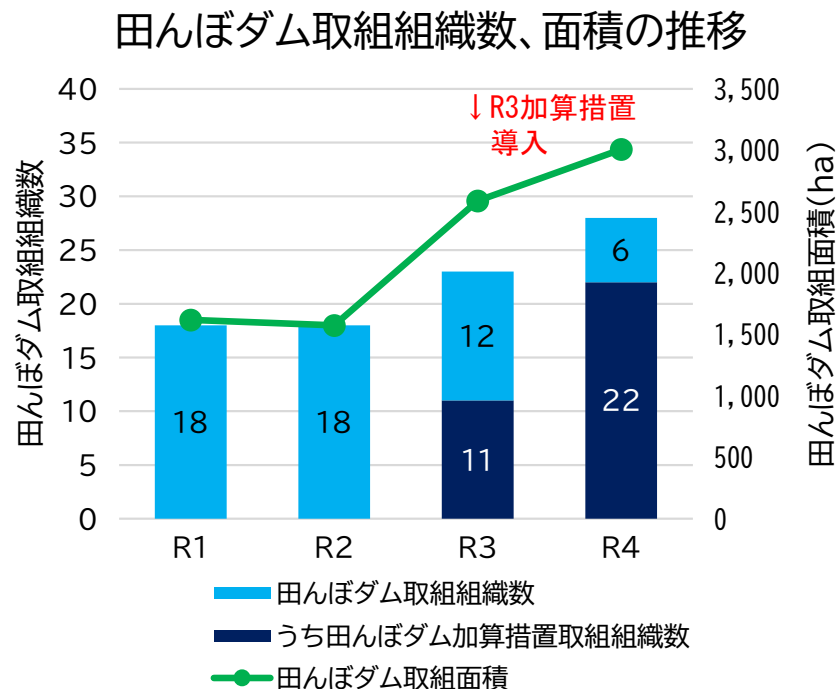


2 加算措置の効果等について

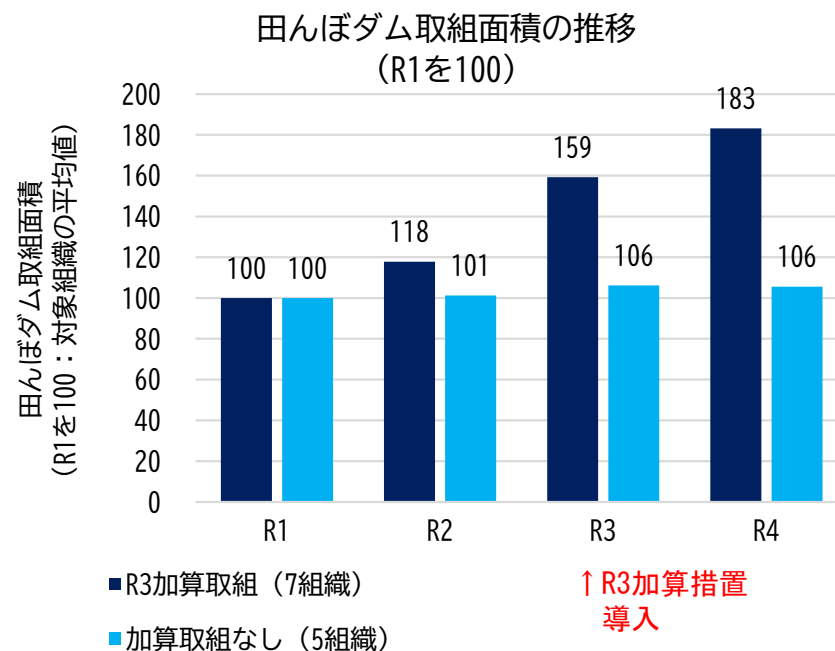
(参考) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する組織への支援

- 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援として、田んぼダムの取り組みを行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合に、資源向上支払(共同)の単価を加算する措置を令和3年度に創設。
- 加算措置導入前後における山形県の実組状況を見ると、加算措置が導入される以前の令和元年度～令和2年度の18組織、約1,600haから、令和3年度は23組織、約2,600ha、令和4年度には28組織、約3,000haへと、令和4年度の実組組織数は令和元年度の1.56倍、取組面積は1.86倍へと増加。
- そのうち、令和元年度から令和4年度まで継続して田んぼダムに取り組んでいる12組織を見ると、加算措置に取り組んだ7組織では、令和元年度～令和2年度はほぼ同じ取組面積であったが、加算措置に取り組んだ令和3年度以降面積が増加し令和4年度には令和元年度の1.83倍となっている。一方、加算措置に取り組んでいない5組織の実組面積はほぼ横ばいとなっている。
- 加算措置取組組織は、加算措置に取り組んでいない組織と比較して、田んぼダム取組面積の増加割合が高いことから、加算措置は、田んぼダム取組面積の増加に影響を与えていると評価。

山形県における田んぼダム取組状況の推移



山形県における田んぼダム取組面積の推移 (令和元年度～4年度に継続して取り組む12組織)

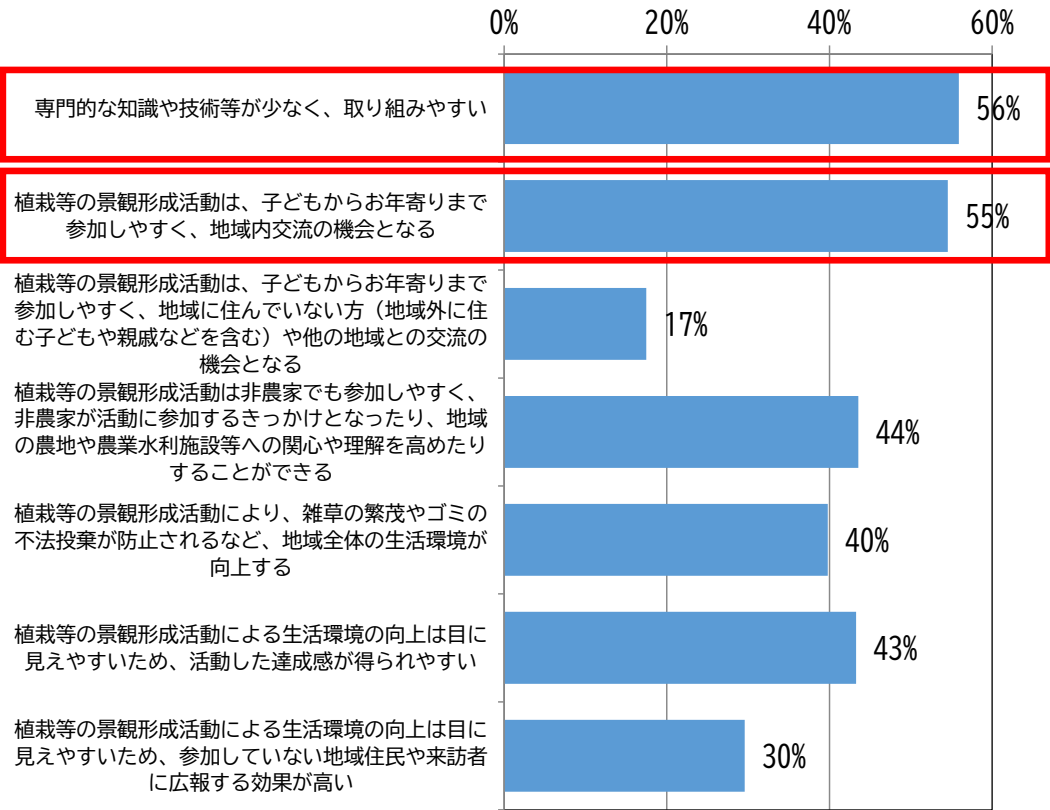


2 加算措置の効果等について

(4) 景観形成のための施設への植栽等により資源向上活動に取り組む効果

- 農村環境保全活動のうち、景観形成・生活環境保全活動に多くの活動組織が取り組んでいる理由は、取り組みやすさのほか、地域内の交流機会の創出や非農家が活動に参加するきっかけとなること、地域全体の生活環境の向上や活動による達成感が得られることなど、「景観形成・生活環境保全」には様々な効果があることがあげられている。
- 農地維持のみに取り組む組織より、景観形成・生活環境保全活動の中でも比較的取り組みやすい「景観形成のための施設への植栽等」のみを実施して資源向上支援(共同)に取り組む組織のほうが活動を継続した組織割合が高いことから、「景観形成のための施設への植栽等」による資源向上(共同)への取組は、地域内の交流機会の創出等により、活動の継続性に影響を与えていると評価。

「景観形成・生活環境保全」に取り組んでいる理由



取組内容別活動継続割合の状況

年度	取組内容	活動継続	活動休止	計	活動継続割合
平成30年度末	施設への植栽等のみで資源向上(共同)に取り組む組織	4,846組織	203組織	5,049組織	96%
	農地維持のみに取り組む組織	4,760組織	362組織	5,122組織	93%
令和元年度末	施設への植栽等のみで資源向上(共同)に取り組む組織	5,094組織	65組織	5,159組織	99%
	農地維持のみに取り組む組織	4,465組織	304組織	4,769組織	94%
令和2年度末	施設への植栽等のみで資源向上(共同)に取り組む組織	5,436組織	28組織	5,464組織	99%
	農地維持のみに取り組む組織	4,423組織	75組織	4,498組織	98%

資料：令和3年度活動組織アンケート
(アンケート対象組織519組織のうち景観形成・生活環境保全に取り組む372組織の調査結果)

※) いずれの年度も活動継続率に有意差あり (p値<0.001: 独立性の検定)

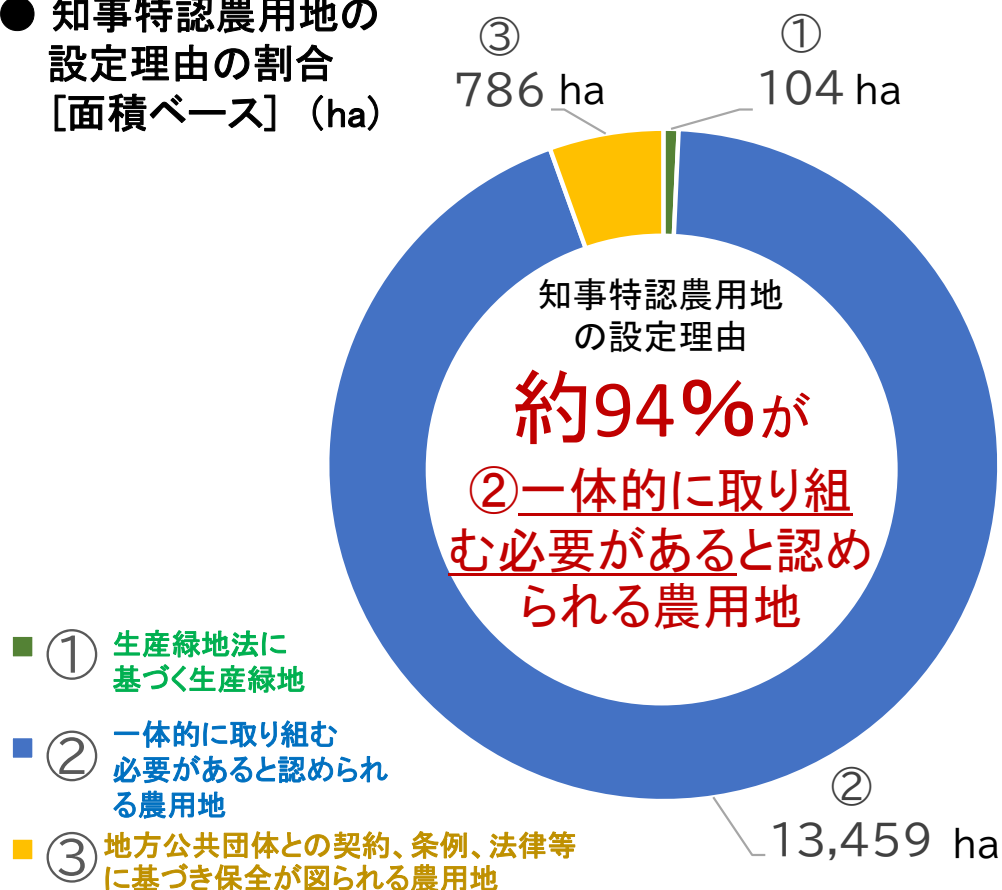
資料：令和4年度農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室調べ

3 知事特認農用地の状況について

(1) 知事特認農用地の設定理由

- 都道府県知事は、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、農振農用地以外にも生産緑地内の農地、一体的に取り組む必要があると認められる農用地、条例等により適正な保全管理が図られている農用地等を要綱基本方針において対象農用地(以下、「知事特認農用地」という)として定めている。
- 令和3年度では、農地維持支払いに取り組む26,258組織のうち、2,828組織(10.8%)は農振農用地以外を交付対象として活動を行っており、対象となる農振農用地以外の農地面積は、14千haと認定農用地2,316千haの0.6%程度を占めている。知事特認農用地(面積)の約94%は、「一体的に取り組む必要があると認められる農用地」を設定理由としている。
- 知事特認農用地の設定理由「一体的に取り組む必要があると認められる農用地」の主な事例としては、鳥獣害防止の観点による共同維持管理の必要性や同一の用排水系統による共同維持管理の必要性がある。

● 知事特認農用地の設定理由の割合 [面積ベース] (ha)



《知事特認農用地の設定理由》

①生産緑地法に基づく生産緑地

②一体的に取り組む必要があると認められる農用地

③地方公共団体との契約、条例、法律等に基づき保全が図られる農用地

一体的に取り組む必要があると認められる事例

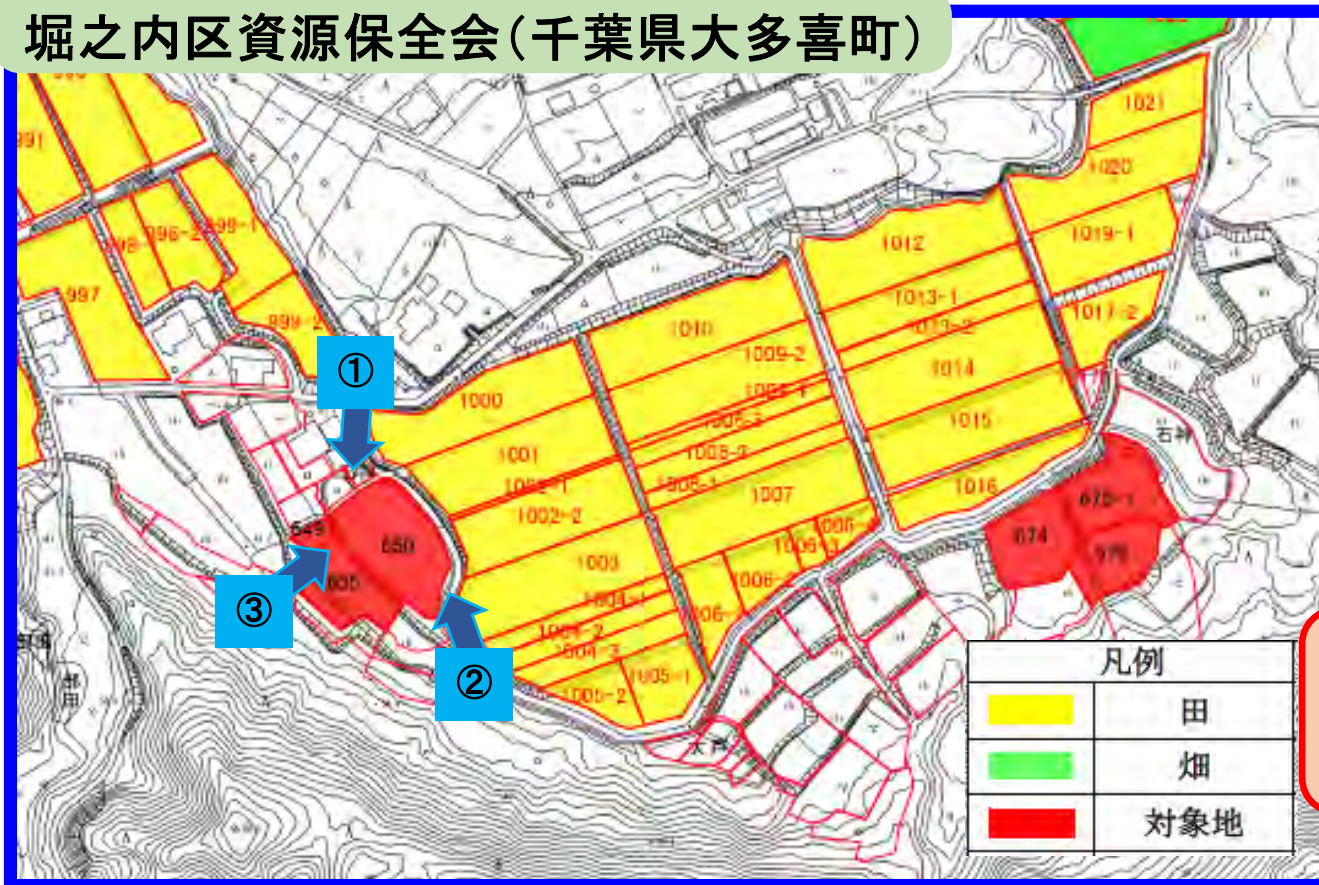
- ・ **鳥獣害防止の観点**による共同維持管理の必要性から
- ・ **同一の用排水系統**による共同維持管理の必要性から

3 知事特認農用地の状況について

(2) 知事特認農用地の状況 事例 1

①一体的に取り組む必要があると認められる農用地

堀之内区資源保全会(千葉県大多喜町)



知事特認農用地が維持管理されないと、背後の山から鳥獣が、農振農用地に接近できる隠れ場となり、鳥獣害を拡大する。

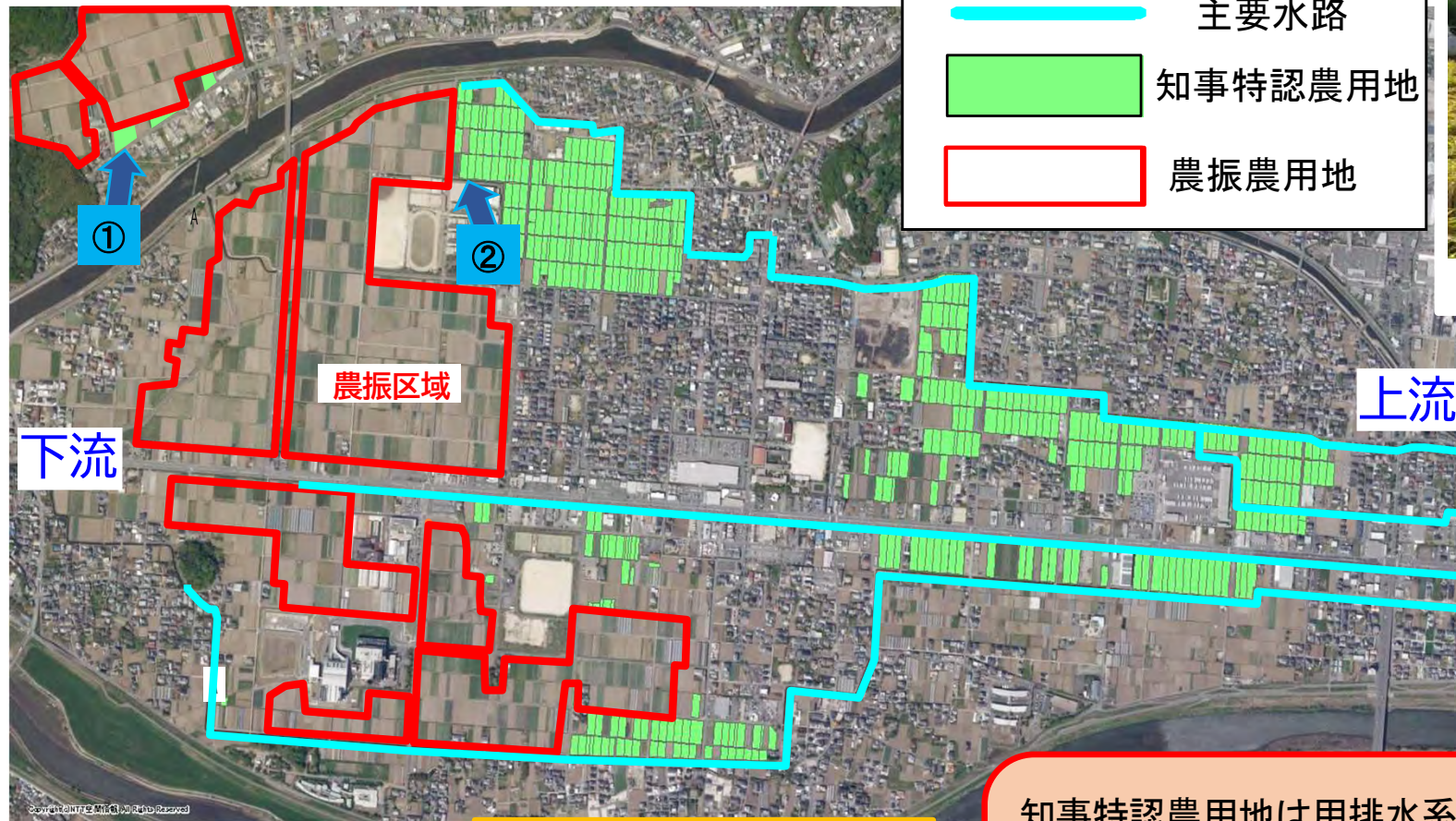


3 知事特認農用地の状況について

(2) 知事特認農用地の状況 事例2

①一体的に取り組む必要があると認められる農用地

熊本西部地域資源保全隊(熊本県熊本市)



園児の稲刈り体験

知事特認農用地は用排水系統上、農振農用地の上流に位置しており、知事特認農用地が適切に維持管理されないことにより、水路周辺が荒廃し、下流側の若手担い手が取り組む農振農用地への通水不全等が懸念され、担い手の定着にも影響を与えかねない。



3 知事特認農用地の状況について (2) 知事特認農用地の状況 事例3

①生産緑地法に基づく生産緑地

羽用水保全会(東京都羽村市)



チューリップの植栽



チューリップまつりの様子



泥上げの様子



施設の補修・更新



草刈りの様子

本交付金で維持管理対象農地で、企業、地元の小中学生、観光協会などがチューリップ植栽に協力することで、教育環境が提供され、農村の地域コミュニティの維持・強化に寄与。景観レクリエーションとして地域内外から人が訪れ、関係人口が増加。

都市部における希少な農地として、生産緑地に指定。農地維持活動等として泥上げ等の活動に取り組む。